

第2次
嘉麻市食料・農業・農村基本計画

「食で元気、農業も元気、農村が元気 豊かな嘉麻」



令和5年3月
嘉麻市

【目次】

はじめに

第1章 計画策定にあたっての基本的な考え方	1
1-1 計画の背景	1
1-2 計画の役割	3
1-3 計画期間と評価、見直し	3
1-4 嘉麻市のあゆみと特性	3
1-5 食料・農業・農村の現状と課題 ～農業経営体、農地所有者～	7
1-6 食料・農業・農村の現状と課題 ～市民～	11
1-7 食料・農業・農村の現状と課題 ～農村～	14
1-8 食料・農業・農村の現状と課題 ～まとめ～	15
第2章 計画の目標	17
2-1 食料・農業・農村の将来像	17
2-2 基本計画の目標	19
第3章 市の基本施策	22
3-1 施策体系	22
3-2 基本施策とその内容	23
第4章 本市の行動指針	26
第5章 推進体制	29
資料	30
■「嘉麻市食料・農業・農村政策審議会」委員名簿	30
■嘉麻市食料・農業・農村基本条例	31

はじめに

嘉麻市は、平成18年3月27日に山田市、稲築町、碓井町及び嘉穂町の1市3町の合併により誕生した、遠賀川の源流を抱く自然豊かな団体です。

本市の基幹産業である農業は、こうした自然豊かな環境と就農者の方たちの弛まぬ努力などにより、米や畜産、野菜など多種多様な農畜産物を生産してきたところです。また、本市のような農村地域は、単に農業生産地という側面だけではなく、遠賀川水源の涵養や洪水の防止、さらには四季折々での美しい景観形成や様々な生物の保全など、多様な機能も有しているところです。

一方、近年における社会経済情勢の変化は著しく、国際化や都市化の波の中で農業及び農村を取り巻く環境も他の農村地域と同様に厳しいものとなっています。また、農産物貿易の自由化、食生活の多様化などとともに農業者の減少や高齢化、担い手不足、農地の減少、食料の安全性への懸念など多くの課題が生じてきています。さらには、消費者視点から見れば、消費者のライフスタイルや食に対する価値観の変化などにより、農業に対する安全・安心志向は年々強まってきており、本市農業への期待も、これまで以上に高まってきています。

こうした状況を踏まえ、嘉麻市では、平成19年3月に「嘉麻市食料・農業・農村基本条例」を制定し、本市が目指す農業の基本理念などを定め、この条例に定める目的達成に向け、施策や取組みを効果的に推進するために、平成24年9月に「第1次嘉麻市食料・農業・農村基本計画」を策定し、施策や取組みを進めてきたところです。

今回、計画の期間である10年を経過したため、新たに「第2次嘉麻市食料・農業・農村基本計画」を策定したところです。

計画では、「第1次嘉麻市食料・農業・農村基本計画」を踏襲しつつ、本市の食料・農業・農村の将来像に関する基本理念に基づき、改めて目標値を設定、見直しを行ったうえで、様々な取組みを総合的かつ体系的に整理させていただいております。

今後は、この第2次基本計画に基づきまして、積極的に施策や取組みを実施してまいりますので、農業関係者のみならず市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたって、熱心にご審議いただいた嘉麻市食料・農業・農村政策審議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査などにご協力いただいた関係各位に心から感謝を申し上げます。



令和5年3月

嘉麻市長 赤間 幸弘

第1章

計画策定にあたっての基本的な考え方

1-1 計画の背景

国においては、平成11年の食料・農業・農村基本法を受けて、平成12年3月に食料・農業・農村基本計画を策定し、5年毎に計画の見直しが行われており、令和2年3月の計画見直しでは、基本的な方針に基づく、以下の8つの基本的な視点が提示されています。

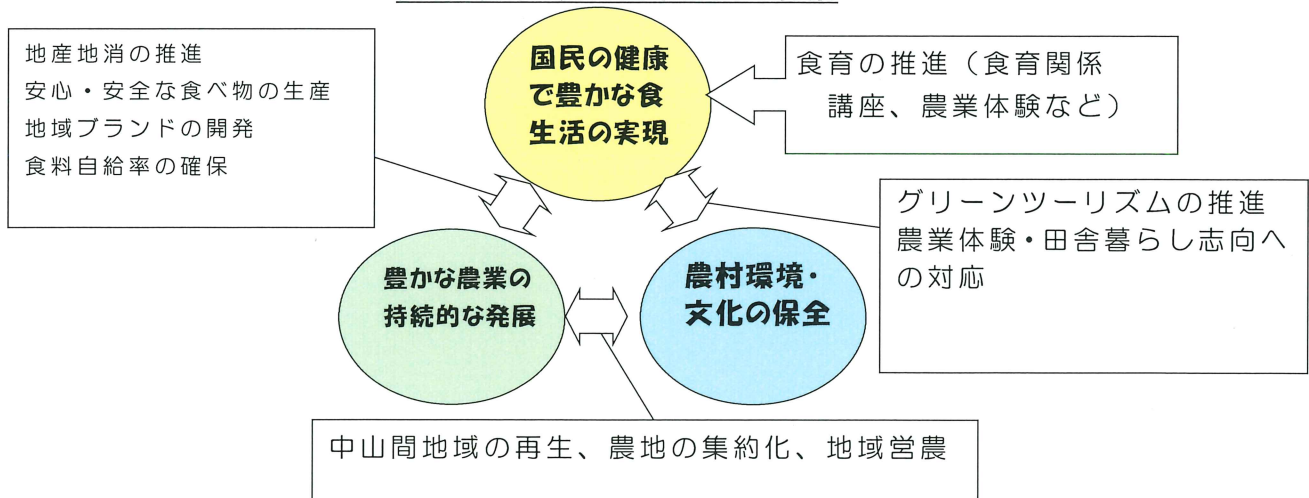
- ①消費者や実需者のニーズに即した施策の推進
- ②食料安全保障の確立と農業・農村の重要性についての国民的合意の形成
- ③農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化に向けた施策の展開
- ④スマート農業の加速化と農業のデジタルトランスフォーメーションの推進
- ⑤地域政策の総合化と多面的機能の維持・発揮
- ⑥災害や家畜疾病等、気候変動といった農業の持続性を脅かすリスクへの対応強化
- ⑦農業・農村の所得の増大に向けた施策の推進
- ⑧SDGsを契機とした持続可能な取組を後押しする施策の展開

福岡県では、平成13年7月に「福岡県農業・農村振興条例」を制定（現在は廃止）し、その後、平成26年12月に「福岡県農林水産業・農山漁村振興条例」を制定しました。この条例に基づき平成29年3月「福岡県農林水産振興基本計画」を策定し、「稼げる農林水産業の実現、食と暮らしを支える農山漁村づくり」を目標に、次の5つの目指す方向のもと施策を展開することとしています。

- ①マーケットインの視点で生産力を強化します
- ②「選ばれる福岡県」に向けてブランド力を強化し、販売を促進します
- ③農林水産業の次代を担う「人財」を育成します
- ④持続可能な農林水産業に向けワンヘルスを推進します
- ⑤安心して住み続けられる農山漁村づくりを推進します

このような状況の中で、本市においては、平成19年3月に嘉麻市食料・農業・農村基本条例を策定し、基本条例に基づき、平成24年9月には「嘉麻市食料・農業・農村基本計画」を策定しましたが、計画策定から10年が経過したため、本「第2次嘉麻市食料・農業・農村基本計画」を策定するものです。

食料・農業・農村基本計画の背景



本「食料・農業・農村基本計画」と他の上位計画との関係は以下のとおりです。

第2次嘉麻市食料・農業・農村基本計画の位置づけ

第2次嘉麻市総合計画(2017～2026)

<将来像>

いきたい 住みたい つながりたい
遠賀川源流のまち 嘉麻

～ みんなで創る “誇れるふるさと” “未来のふるさと” ～

第1章 豊かな暮らしを支える活力あるまちづくり

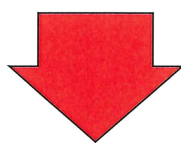
1 地域の特性を活かした農林業の振興

- (1) 農業の生産基盤の整備・強化
- (2) 林業の生産基盤の整備・強化
- (3) 効率的かつ安定的な農業経営体、農林業後継者の育成
- (4) 農業関連企業の誘致
- (5) 農林畜産物や地域資源を活かした商品開発の推進
- (6) 有害鳥獣による農産物被害防止対策
- (7) 森林(もり)づくり基本計画の推進
- (8) 関係人口の増加

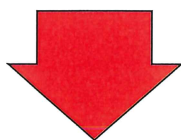
第2章 誰もが健やかに暮らせる福祉のまちづくり

2 いつまでも笑顔で元気に暮らせる高齢者福祉の充実

- (1) 高齢者の健康づくり(注:食育を含む)



『嘉麻市食料・農業・農村基本計画(平成24年9月策定)』



他分野の計画

整合性

『第2次嘉麻市食料・農業・農村基本計画』

1-2 計画の役割

本基本計画は、本市の食の安全・安心・安定供給を図り、農業者の農業経営を持続的に発展させるために策定されるものです。策定にあたっては審議会を設置することにより多方面からの意見を募るとともに、農業者のみならず本市の将来を担う児童の食に関する実態把握など幅広い範囲からの意見集約を行い、これを計画に反映させています。

1-3 計画期間と評価、見直し

計画の期間は10年間とし、毎年度評価を行い、おおむね5年経過した段階でこの基本計画の見直しを行います。

1-4 嘉麻市のあゆみと特性

(1) 嘉麻市のあゆみ

本市を構成する山田市、稲築町、碓井町、嘉穂町の旧1市3町は、南部の山林を源とする遠賀川によって結ばれた地域で、歴史的には西暦535年(安閑2年)に1つの領域となり、奈良時代には嘉麻郡が成立し、西暦1896年(明治29年)の嘉穂郡発足までの1300年以上その領域は引き継がれました。その後、明治、昭和の大合併を経て現在の行政区域を形成し、時代の要請や市民ニーズに応えるべく、これまできめ細かな施策を展開して、行財政課題に取り組んできました。

しかし、この間、人口の減少や少子・高齢化が進み、保健・医療・福祉などの行政サービスに対する需要の増加や、それらを背景とした財政構造の硬直化や一般財源の不足などを招き、更なる行財政の効率化や財源の充実・確保が求められてくる一方で、地方分権の進展により、産業の振興や雇用の安定確保などを通して、地域が自主・自立の体制を確立することが大きな課題となっていました。

このような中、歴史的・文化的条件が同じであり、ひとつの日常生活圏として強い結びつきを持つ1市3町は、総合的なまちづくりや行政サービスの維持・向上、行財政運営の効率化と基盤の強化を図るため、平成18年3月27日に合併し、嘉麻市として誕生し、現在に至っています。

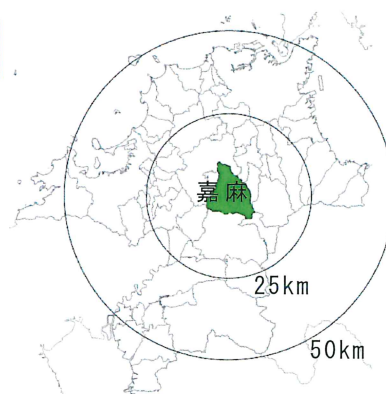
(2) 嘉麻市の特性

(1) 位置・地勢・自然環境

福岡県のほぼ中央に位置し、内陸性気候

本市は、福岡県のほぼ中央に位置し、北は飯塚市に、東は田川市、川崎町、添田町に、西は桂川町に、南は朝倉市、東峰村にそれぞれ接しています。

市の南部は古処・屏・馬見連峰、南東部は戸谷ヶ岳、熊ヶ畑山などの山林で、そこを源とする遠賀川をはじめ、河川が南から北に流れ、市の北部及び北西部に流域平野を形成しています。



また、本市は県央に位置しているため、広域的なアクセス性を高めることにより、企業誘致や観光交流等の可能性を高めることができます。

なお、気候は、夏冬、昼夜の気温差が大きい内陸性気候の特徴を示しています。

遠賀川の恩恵を受けた豊かな自然環境

本市は、九州では珍しく鮭が遡上する遠賀川の源流に位置しているほか、馬見山(978m)・屏山(927m)・古処山(860m)一帯が県立自然公園に指定されているなど、豊かな自然に恵まれています。

古処山の登山コースの頂上付近には、広さ約3ヘクタールにおよぶツゲの原生林があり、国の特別天然記念物となっています。

大法白馬山は、大法山・白馬山一帯を指し、県指定天然記念物である「バクチノキ」や照葉樹の自然林に覆われ、自然歩道も整備され、麓には梅林公園が整備されています。

また、市の花「ツツジ」や、市の木「さくら」などが公園や学校の市内各所に見られ、多くの市民に愛され、親しまれています。

(2) 土地利用

市域の約53%が山林と耕作地

市域面積は135.11k㎡で、その約53%が山林と耕作地になっており、多様な生態系を保護する山林や、河川流域に広がる生産緑地などの水と緑が豊富な地域です。

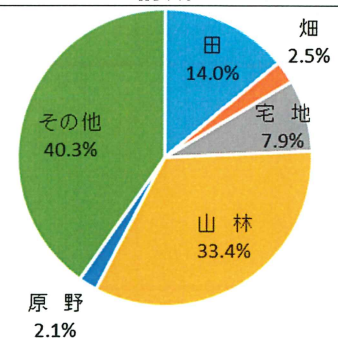
土地利用面積の推移

※R3 嘉麻市統計書（令和3年4月改訂版）

面積（k㎡）

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
田	18.50	18.48	18.37	18.32	18.26
畑	3.38	3.38	3.33	3.33	3.21
宅地	10.13	10.19	10.24	10.26	10.28
山林	41.60	41.12	43.82	43.75	43.64
原野	5.70	5.68	2.68	2.69	2.71
その他	51.45	51.91	52.32	52.41	52.66
計	130.76	130.76	130.76	130.76	130.76

令和2年地目別土地利用構成



(注1) 本表は法定外公共物（河川等）の面積を含まないため市の総面積とは一致しない。

(注2) 表中の割合の数値は、統計上の端数処理をしているため、その合計は必ずしも100%になるものではない。

(3) 人口・人口構成

人口は昭和25（1950）年以降減少を続け、令和27（2045）年には約18,000人に

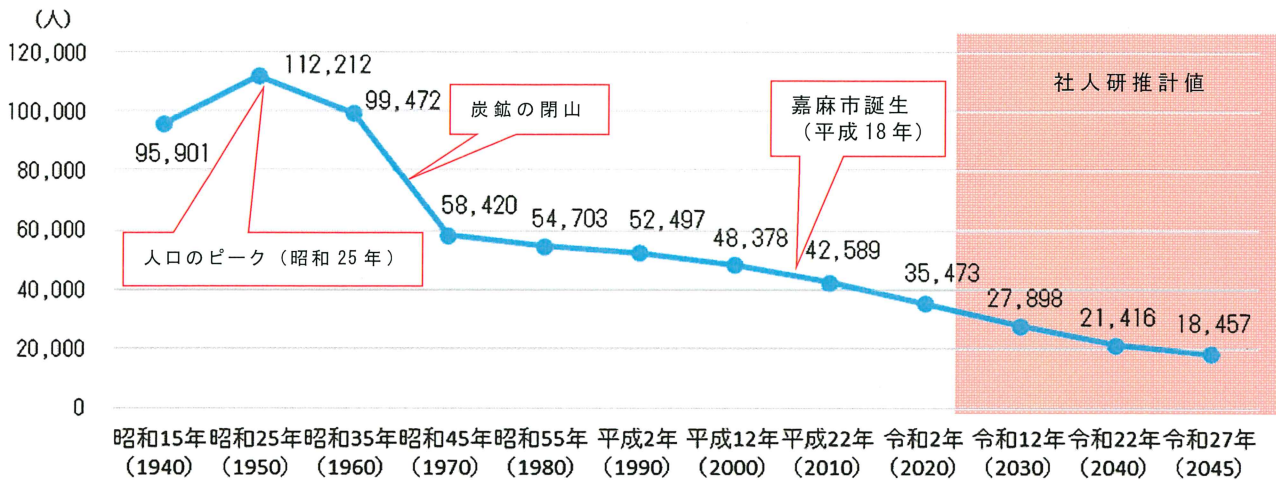
本市の人口は、昭和25(1950)年の112,212人をピークに急激に減少しました。昭和45(1970)年以降は、人口減少のペースは緩やかになったものの、依然として人口減少は続き、令和2(2020)年国勢調査では35,473人となっています。

平成 27(2015)年から令和 2(2020)年までの人口増加・減少率では 8.4%の減少で、県内で4番目の減少率となっています。

国立社会保障・人口問題研究所(社人研)が平成 30(2018)年3月に公表した「日本の地域別将来推計人口」によると、令和 27(2045)年には 18,457 人にまで減少すると推計されています。

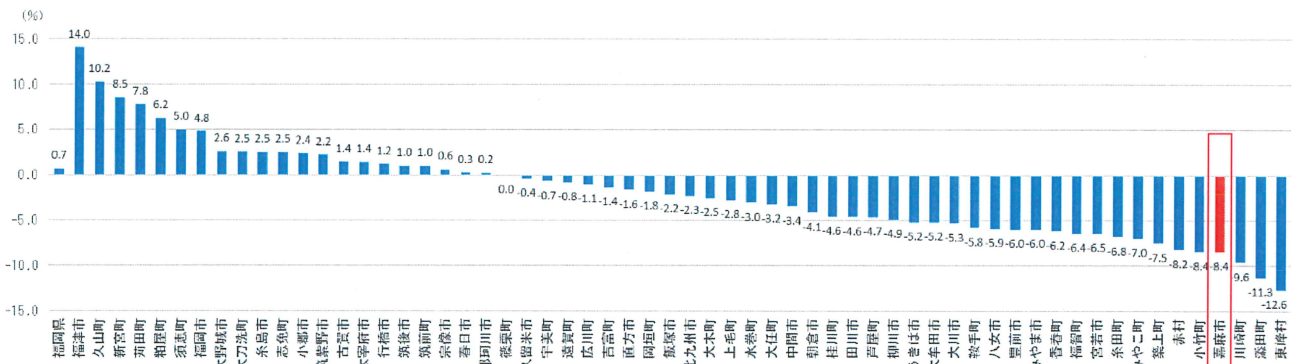
嘉麻市の人口推移と将来推計

※国勢調査(令和2年以前)、社人研推計(令和12年以降)



人口増加・減少率の比較(2015-2020)

※令和2(2020)年国勢調査人口等基本集計結果



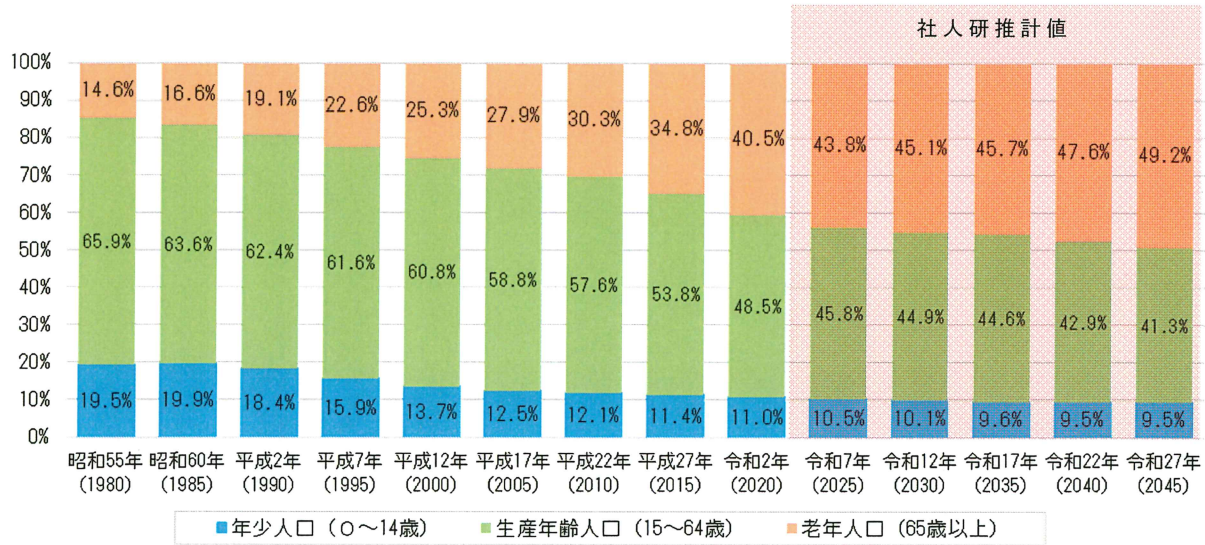
令和 27(2045)年には 65 歳以上の老年人口比率は 49.2%に達すると推計

年齢3区分別人口を見ると、生産年齢人口(15~64 歳)は、昭和 55(1980)年の 36,063 人から、令和 2年の 17,216 人まで減少し、老年人口(65 歳以上)は、昭和 55(1980)年の 7,984 人から令和 2(2020)年の 14,364 人まで増加しています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 27(2045)年には、老年人口比率が 49.2%まで上昇し、生産年齢人口比率が 41.3%に低下すると予測されています。

年齢3区分別人口比率の推移

※国勢調査（令和2年以前）、社人研推計（令和7年以降）



（注）表中の割合の数値は、統計上の端数処理をしているため、その合計は必ずしも100%になるものではない。

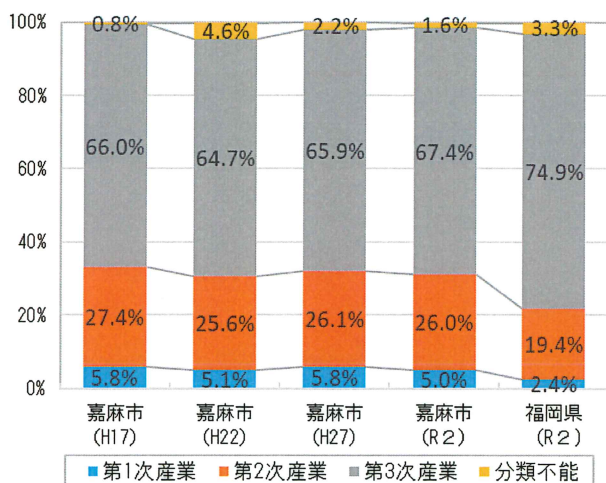
（4）産業・経済

第1次産業就業者の割合が福岡県の平均より高く、専業農家数は増加

本市の産業別就業人口比率は、平成17(2005)年から令和2(2020)年にかけて、第1次産業及び第2次産業の比率は減少し、第3次産業が増加していますが、福岡県平均に比べると、第1次産業及び第2次産業の就業人口率が高く、第3次産業の比率は低くなっています。なお、第2種兼業農家は、平成7(1995)年の1,015戸から平成27(2015)年の486戸と大幅に減少していますが、専業農家戸数は増加しています。

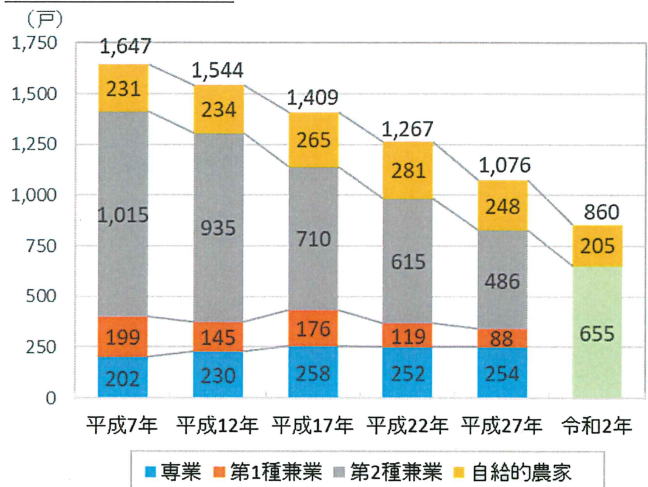
産業別就業人口比率の推移

※各年国勢調査



農家戸数の推移

※嘉麻市統計書（農林業センサス）



1-5 食料・農業・農村の現状と課題～農業経営体、農地所有者～

本市の農業は、遠賀川水系の恵みを受けた豊かな大地と温暖な気候風土により成立しており、戦後のわが国の経済復興とともに鉱害復旧事業、同和対策事業、構造改善事業等の施策の推進により発展を遂げてきました。また、農業振興施策として農地、農道、用排水路、ため池などの農業生産基盤を整備するとともに、機械化、省力化を推進してきました。

しかし、経済の国際化による農産物輸入増加や食生活の変化に伴う価格低迷等により、近年は農家数、農業就業人口、産出額ともに減少傾向が続いています。また、後継者不足と就業者の高齢化も進み、本市の農業は大変厳しい状況下にあると言わざるを得ません。

しかしながら、農業は本市の基幹産業であることから、現状維持は許されません。このため、農協等の関係機関と連携を深めるとともに若い新規就農者の支援、農地の集約・維持、集落営農等組織化、地産地消の推進、さらには農林畜産物の6次産業化、ブランド化を図るなど付加価値の高い農業の推進が必要です。

一方、国はこのような農業の環境変化に対して、農業の成長産業化を促進するための産業政策と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための地域政策を車の両輪として、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出を目指し、食料・農業・農村施策の改革を行っています。具体的には、農地中間管理機構を通じた担い手への農地の集積・集約化、日本型直接支払制度の普及、農業協同組合及び農業委員会の改革など農政全般にわたる改革に取り組んできています。今後は、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図っていくことを目指しています。

このような背景を基に本市の農業の現状を以下にみていきます。

(1) 農家

本市の農家数は、令和2年で860戸です。このうち販売農家は655戸(総数の76%)であり、販売を行わない自給的農家は205戸(24%)となっています。

また、主に農業所得で生計を立てている主業農家は108戸で農家総数の17%とわずかです。また、主に農業以外の所得で生計を立てている準主業農家と副業的農家は542戸であり、これは総数の83%と全体の8割以上と大多数を占めています。

これらの年次推移をみると、農家戸数の総数は、2015年から2020年の5年間に約20%減少

	2010年	2015年	2020年	増減率 (2020年/2015年)
農家戸数の推移	1,267	1,076	860	-20.1%
販売農家	986	828	655	-20.9%
専業農家	252	254	655	-
兼業農家	734	574		
自給的農家	281	248	205	-17.3%

資料：「農林業センサス」

- ・販売農家：経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家
- ・自給的農家：販売農家以外の農家
- ・専業農家：世帯員のうち兼業従事者が1人もいない農家
- ・兼業農家：世帯員のうち兼業従事者が1人以上いる農家

	2010年	2015年	2020年	増減率 (2020年/2015年)
主業農家	168	149	108	-27.5%
準主業農家	250	175	100	-42.9%
副業的農家	568	504	442	-12.3%

資料：「農林業センサス」

- ・主業農家：農家所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家
- ・準主業農家：農業外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家
- ・副業的農家：65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家

しており、その内訳をみると、販売農家、自給的農家ともに減少が顕著であるとの結果となっています。また、農家種別数の中では、準主業農家が2015年からの5年間で約40%減少しています。このように、農業を経営的に成り立たせていくことが大変困難である状況が示されています。

(2) 就業者

本市の販売農家農業における就業者総数は、2020年で686人であり、2010年からは42.9%減少しています。年代別にみると、特に15歳～29歳の減少が激しく、減少率は82.5%となっています。

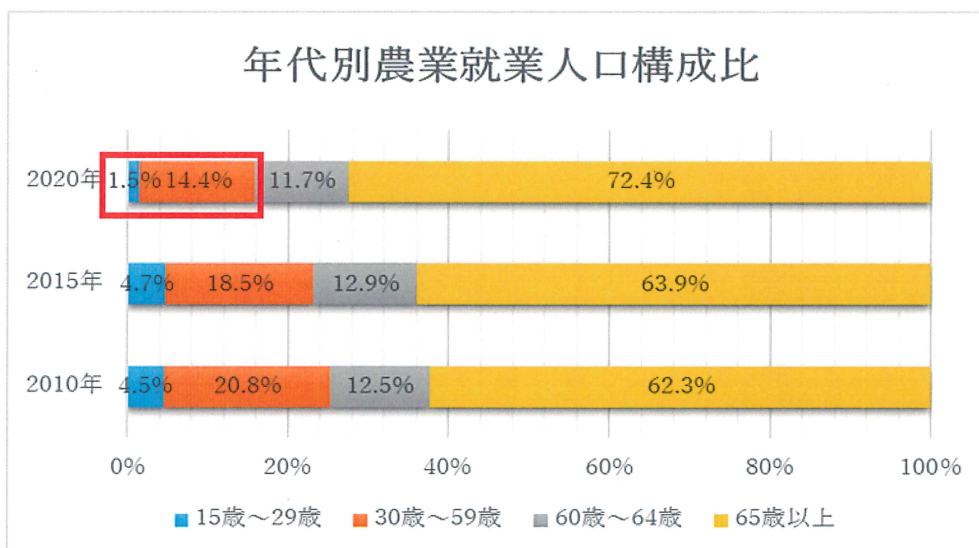
また、就業者の年代別構成比をみると65歳以上の割合が、2020年で72.4%となっています。ちなみに、福岡県全体の基幹的農業従事者における65歳以上の割合は66.2%となっていますが、本市の場合、県の水準を6.2ポイント上回って高齢化が進行しています。

農業就業人口の年齢構成 (人)

	2010年	2015年	2020年	増減率 (2020年/2015年)
嘉麻市総数	1,469	1,201	686	-42.9%
15歳～29歳	66	57	10	-82.5%
30歳～59歳	305	222	99	-55.4%
60歳～64歳	183	155	80	-48.4%
65歳以上	915	767	497	-35.2%

資料：「農林業センサス」

※2010年、2015年は販売農家数、2020年は基幹的農業従事者（主に自営農業に従事した者）



(3)法人

本市の法人化している経営体については、農事組合法人と会社(株式会社等)となっており、2010年の5経営体から2015年は、13経営体、2020年には、19経営体と年々増加傾向にあり、2020年の19経営体に対する2015年比では46.2%プラスとなっています。これは県全体の40.3%プラスの水準を上回る増加率であり、本市の場合、比較的規模の小さい個人農家から法人化により大規模農家への移行が進んできているといえます。

法人化している経営体数の推移

(経営体)

	2010年	2015年	2020年	増減率 (2020年/2015年)
福岡県	386	578	811	40.3%
嘉麻市	5	13	19	46.2%
農事組合法人	4	6	5	-16.7%
会社(株式会社等)	1	7	14	100.0%

※各種団体を除く法人化している経営体数

資料:「農林業センサス」

(4)耕地面積

本市の経営耕地面積は、農家数の減少、耕作放棄による農地余り、農地を所有しているが農業経営は行わない土地持ち非農家の増加などによって、2010年の1,584haから2020年は1,461haと8.7%減少しています。これは、県全体の減少よりやや緩やかですが、農地の減少傾向はとどまるところを知らない状況です。

経営耕地面積の推移

(ha)

	2010年	2015年	2020年	増減率 (2020年/2015年)
福岡県	67,789	68,316	61,154	-10.5%
嘉麻市	1,584	1,600	1,461	-8.7%

経営耕地2ha以上の農家

(ha)

	2010年	2015年	2020年	増減率 (2020年/2015年)
福岡県	7,117	6,841	6,233	-8.9%
嘉麻市	172	190	171	-10.0%

資料:「農林業センサス」

また、経営耕地2ha以上の比較的規模の大きな農家は、2020年で171戸であり2015年比10%マイナスとなっています。これは県全体の水準を上回る減少率であり、本市の場合、大規模農家の減少割合がやや大きいといえます。

このように減少する農地に関しては、農地の所有者と耕作者による農地の適正な管理が行われることが要請されますが、農地の有効利用を図るためには、農業経営に意欲的に取り組む地域の中心的経営体への集積が望まれるところです。

(5)農業生産

本市の2020年の農業産出額は、36億5千万円で県の産出額1,977億円の1.8%というシェアとなっています。ただ、農家数の減少などと同様に産出額は2016年比で17.3%の減少となっており、県の減少率をやや上回る結果となっています。

農業産出額

	2010年	2016年	2020年	増減率 (2020年/2016年)
福岡県(億円)	-	2,196	1,977	-11.1%
嘉麻市(千万円)	-	428	365	-17.3%

資料:「福岡農林水産統計年報」

※2016年からの調査項目であるため、2016年以降の数値記載。

販売金額1,000万円以上の農家

(戸)

	2010年	2016年	2020年	増減率 (2020年/2016年)
福岡県(戸)	-	3,468	3,850	9.9%
嘉麻市(戸)	-	48	54	11.1%

資料:「福岡農林水産統計年報」

しかし、販売金額1,000万円以上の農家をみると、県が2016年比で増加しており、本市においても同様に増加していますが、県の増加率を、わずかながら超えています。経営規模拡大の努力の成果が表れているようです。

次に本市の2020年の農業産出額の品目別内訳をみると、畜産が最も多く16億7千万円、これに米の9億円、野菜の6億2千万円などが続いています。県内シェアは、畜産の4.1%が最も多く、米は2.3%程度となっています。

農業産出額の内訳、県内シェア

主要指標	2016年		2020年	
	実数	県内農業に占める割合 (%)	実数	県内農業に占める割合 (%)
農業産出額 (億円)	428	1.9	365	1.7
米 (千万円)	104	2.6	90	2.3
麦類 (千万円)	1	0.4	3	1.3
野菜 (千万円)	69	0.9	62	0.8
果実 (千万円)	20	0.8	18	0.7
花き (千万円)	29	1.6	-	-
畜産 (千万円)	198	4.9	167	4.1

資料：「福岡農林水産統計年報」

1-6 食料・農業・農村の現状と課題～市民～

ここでは、市内の消費者の食や農に関する調査から食料・農業・農村の現状と課題について考察します。

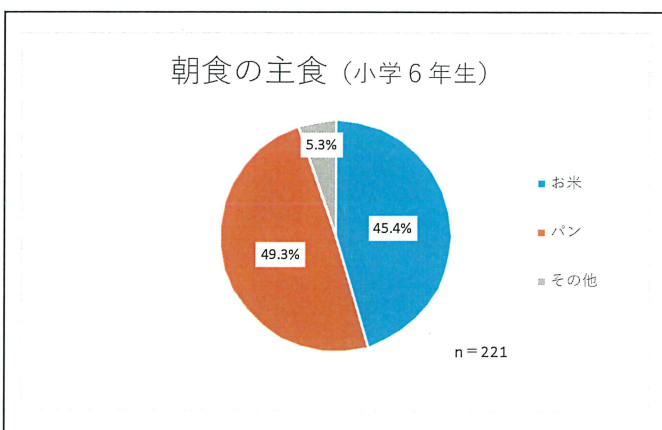
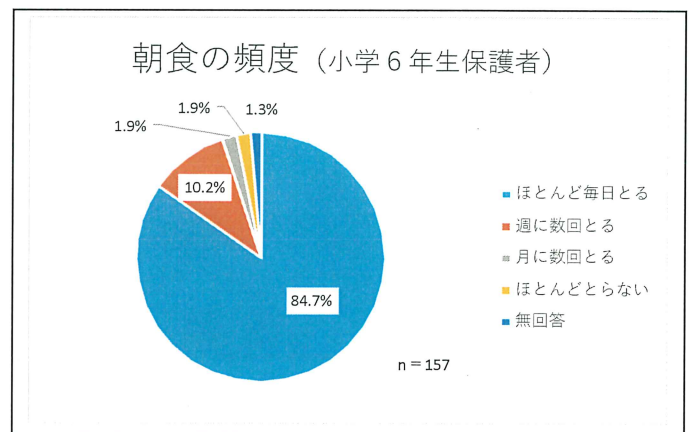
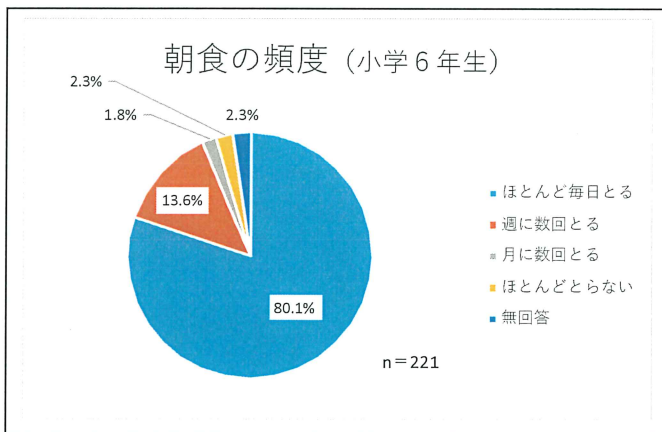
本計画の立案にあたっては、市内の小学6年生の親子を対象にした「嘉麻市の農業や食生活に関するアンケート」を実施しています。以下は、その調査から主要な項目を抽出して市内の消費者の食料や農業、農村に関する意識を分析します。

(1)朝食の状況

一般に、児童の朝食欠食が増えているといわれています。身体が出来る成長期の欠食は、健康面で問題があり、朝食をとる習慣をつけることが大変重要であるとされています。

本市の児童(6年生)で朝食を「ほとんど毎日とる」という割合は80.1%となっており、20%ほどの児童が朝食を毎日とはっていないこととなります。一方、保護者が「ほとんど毎日とる」割合は、84.7%であり、前回調査(平成23年)に比べて保護者が朝食を「ほとんど毎日とる」割合は10ポイント程度上昇したものの、児童では朝食を「ほとんど毎日とる」割合が7ポイント程度低下しており、特に、児童への啓発活動が必要と思われます。

児童に限って朝食の主食はなにかをみると、米を食べる割合は45.4%、パンは49.3%となっております。朝食の主食として米を食べる割合よりもパンを食べる割合の方が多くなっており、稲作を主要産業とする本市においては、米飯を主食とする割合の向上が望まれるところです。

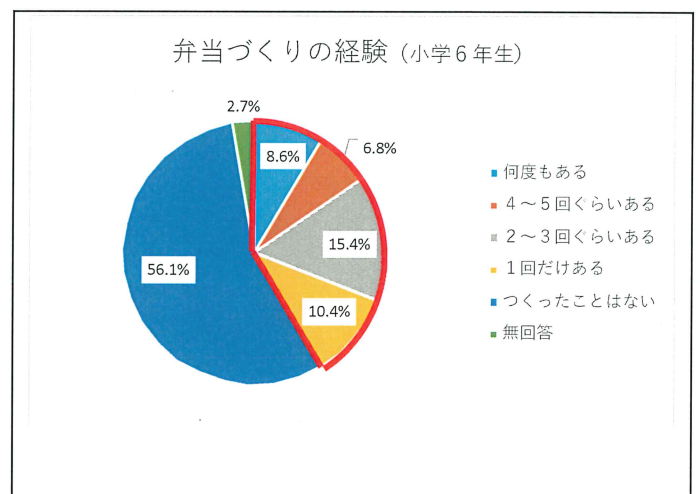
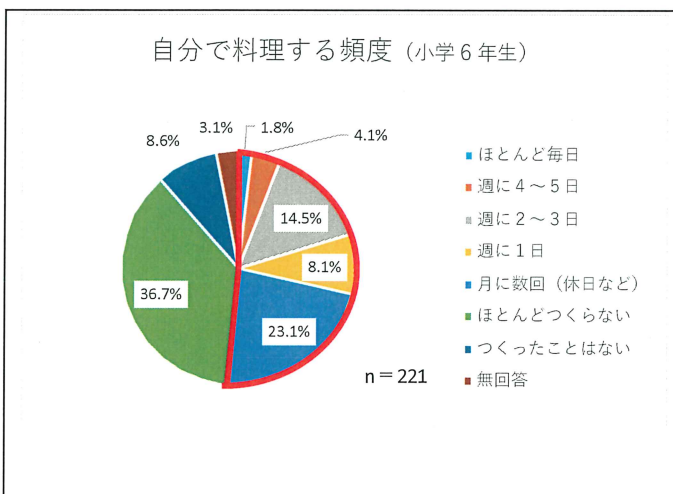


(2)食育について

40%を割るわが国の食料自給率問題や食を取り巻く安全・安心神話の崩壊、児童の栄養過多や偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、食文化の崩壊などの時代の潮流から平成17年に食育基本法が制定され、児童生徒に対する「食」に関する教育が大事であることが指摘されています。

そこで、本市の児童が自分で料理をしたことがあるかを尋ねてみると、全体の51.6%が料理をした経験があると回答し、45.3%が「ほとんどつくりたくない」「つくったことはない」としており、前回調査(平成23年)と比較すると、料理をした経験がある割合が10ポイント程度低下し、「ほとんどつくりたくない」「つくったことはない」割合が7ポイント程度上昇しており、児童の料理離れの傾向が強くなり、一層の児童生徒に対する「食」に関する教育が望まれるところです。食育に関する活動の一環として「弁当の日」というイベントがあります。そこで、児童に対して弁当づくりの体験を聞いてみました。その結果、自分で弁当を作ったことが「ある」のは、41.2%と全体の4割程度となっており、全体の6割の児童は、自分で弁当をつくったことがない結果となっています。

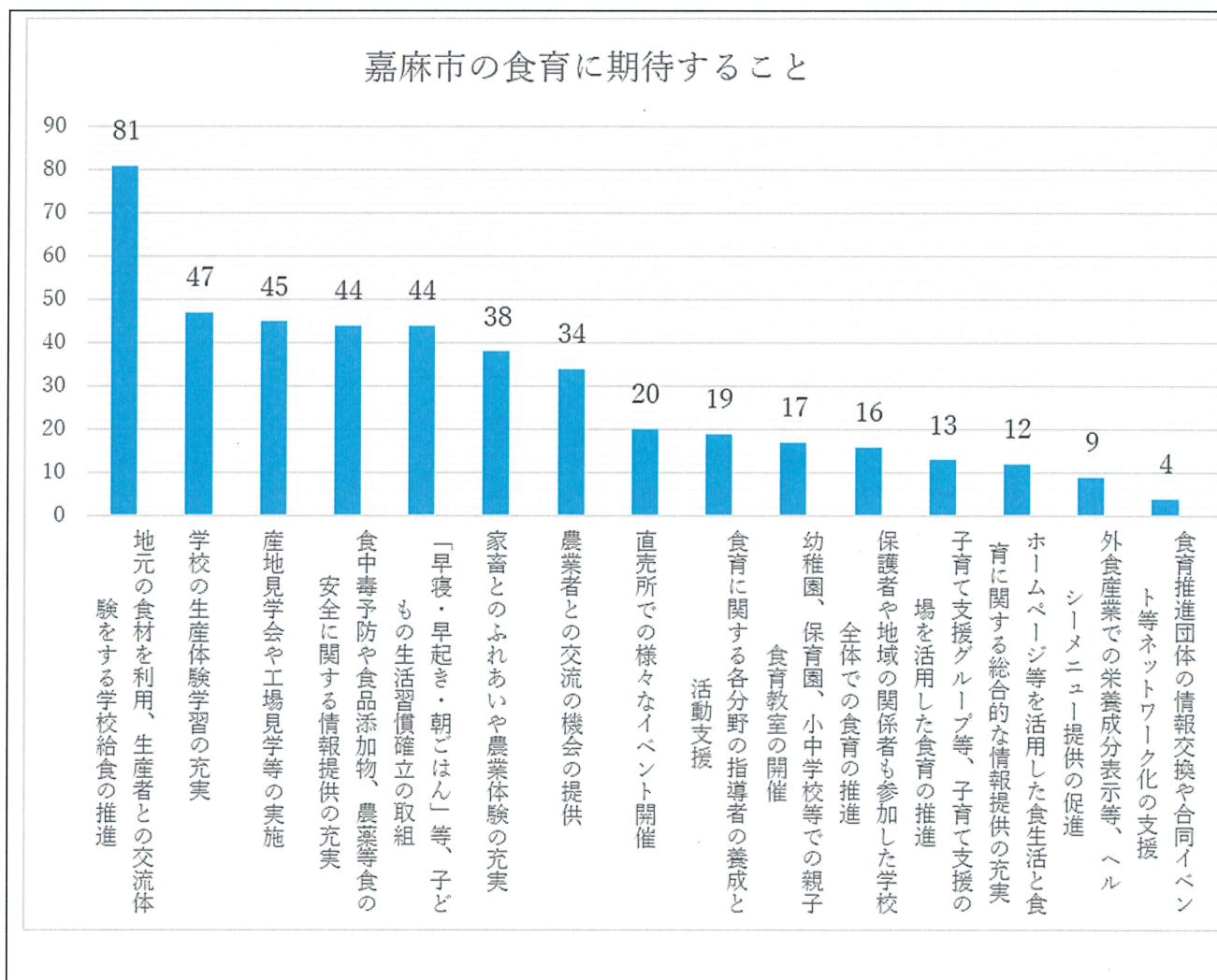
弁当づくりを手伝ったことのある児童にその感想をきいてみると、「弁当をつくる大変さがわかった」「楽しかったのでまた手伝いたい」とする回答が全体の69.9%と多くみられますので、弁当づくりから食の大事さを教えることは大変意義のあることと思われまます。



保護者には、「食育」の必要性を聞いていますが、その回答は、食育が「とても必要だと思う」と「まあ必要だと思う」を合計すると96.8%もの保護者が食育を必要としています。その必要とする理由も、「子どもの健康のため」が最も多く、次に「正しい食の知識を教えるため」などとなっており、現在の食料問題を取り巻く状況が把握され「食育」の重要性が認識されているということができるようです。

次に保護者が、食育に関して行政へどのような取り組みを期待しているかをみておきます。

保護者が、食育に関して行政へ期待している取組に対する意見として、最も多かった意見は、「地元の食材を利用、生産者との交流体験をする学校給食の推進」が最も多く、次いで「学校の生産体験学習の充実」「産地見学会や工場見学などの実施」「食中毒予防や食品添加物、農薬等食の安全に関する情報提供の充実」など、学校給食を通じた食への関心度の醸成、食の安全・安心の一層の向上、生活習慣など食育への取り組みが望まれています。



1-7 食料・農業・農村の現状と課題～農村～

ここでは、農村における農地の状況から食料・農業・農村の現状と課題について考察します。

(1)担い手への農地集積状況

本市の農地面積は、約2,012haであり、そのうち認定農業者や集落営農等の担い手が集積している面積は、約701haであり、全体の34.9%となっています。

国においては、これから10年程度の間には農業者の減少が急速に進むことが見込まれる中で、農業の生産基盤を維持する観点から、農地の引受け手となる経営体(担い手)の役割が一層重要となり、地域の農業者と地方公共団体、農業委員会、農業協同組合や農地中間管理機構が一体となって実質化された人・農地プランの実行を通じ、中間管理事業等を活用し、担い手への農地の集積・集約化を加速化させようとしています。

嘉麻市においても、今後さらなる農村地域の人口減少、高齢化の進行などにより農村の元気も失われることが懸念され、農村地域(特に、中山間地域)の農地の管理はもとより、農業用施設などの維持管理もますます厳しくなっていくため、都市との交流による観光入込客数の増加や農地中間管理機構を活用した各地域の担い手への農地集積を進める必要があります。

担い手への農地集積状況 令和4年10月30日現在(単位:㎡)

地区名 (大字毎)	農地面積	担い手 集積面積	集積率
熊ヶ畑	483,010	110,299	22.8%
上山田 (猪国含む)	164,962	34,432	20.9%
下山田	502,178	317,713	63.3%
漆生	796,413	145,045	18.2%
稲築才田	103,742	58,061	56.0%
岩崎	581,067	29,754	5.1%
口春	288,601	81,423	28.2%
山野	919,215	472,631	51.4%
鴨生	75,877	12,018	15.8%
平	634,563	80,005	12.6%
平山	402,607	39,516	9.8%
飯田	160,487	42,149	26.3%
上臼井	708,009	182,374	25.8%
下臼井	872,026	309,127	35.4%
西郷	648,692	122,078	18.8%
光代	306,829	71,779	23.4%
大隈	457,956	198,798	43.4%
中益	579,568	362,073	62.5%
大隈町	272,413	91,194	33.5%
上西郷	618,301	268,870	43.5%
貞月	359,090	173,080	48.2%
牛隈	724,113	397,741	54.9%
千手	1,106,262	251,226	22.7%
嘉穂才田	1,140,751	361,459	31.7%
芥田	443,171	86,757	19.6%
大力	953,712	178,906	18.8%
九郎原	276,440	146,860	53.1%
泉河内	960,601	300,760	31.3%
東畑	236,469	17,093	7.2%
馬見	1,356,412	609,365	44.9%
屏	411,293	148,652	36.1%
椎木	448,612	199,406	44.4%
桑野	812,193	214,436	26.4%
小野谷	485,040	339,168	69.9%
宮吉	295,710	206,836	69.9%
上	537,089	353,392	65.8%
合計	20,123,474	7,014,476	34.9%

「担い手」・・・担い手の農地利用集積状況調査において
担い手に分類される経営体

1-8 食料・農業・農村の現状と課題～まとめ～

以上のような現状分析から本市の食料・農業・農村の現状と課題を以下のように整理しています。

〈食料〉

(1)食育と連携した子どもからの食と農の取り組み

一般的に、おおよそ2割の人たちが生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームであるといわれており、本市の第2次嘉麻市保健計画策定時の調査でも20.2%とやや高い割合ですが、年々上昇傾向となっています。味覚や食への関心、食生活習慣、園芸文化などの基礎は子どもの時に形成されるため、子どもの時からの取り組みが重要です。食育の取り組みである「食育関係出前等講座」や「学校給食における地産地消」の推進、子どもと保護者へのアンケート調査を適宜実施するなど、子どもも含めた消費者からの視点・立場に立った土壌づくりが課題です。



(2)メタボ予防・改善と連携した地産地消の推進

第2次嘉麻市保健計画における嘉麻市国保特定保健指導の割合は、国が示す目標保健指導率60.0%を大きく上回り、73.0%となっており、多くの方が生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防が必要となっています。また、メタボリックシンドローム予備軍についても、毎年12%台で推移しており、減少率も年々低下し、福岡県の平均減少率を下回っています。



メタボリックシンドローム予防・改善のためには、血液サラサラ効果や抗酸化効果(ガン予防効果)のある野菜と果物を毎日食べ、食べ過ぎを防ぐことが効果的であり、市民の優れた健康実践例などを紹介しながら、地産地消を進める地域づくりが課題です。そのために果たす農業の役割は大きいものがあります。

〈農業〉

(1)事業者と連携した取り組み

本市には味噌・清酒などの食品加工業や飲食店が立地しており、消費者の食への関心度も大変高いものがあります。事業者は、市民はもとより市外の消費者に向けて食材や菓子などの加工品、料理を提供するとともに、地域の魅力を高める役割を担っているともいえます。また、「食と住が共生する町づくり」は、新鮮な農産物の供給だけでなく、食育(食農)教育が安全安心な食料の供給に繋がります。安全で安心できる、魅力的な食生活の実現に向けて、事業者と農業者が連携した計画づくりと取り組みが課題です。



(2)「カッホー馬古屏」など産直施設を活かす取り組み

本市には、アンテナショップの役割を果たし、嘉麻市産の米や牛肉、卵、牛乳、さらには、朝採り野菜や無農薬健康野菜などを提供する「カッホー馬古屏」や「山田活性化センター(手づくりふるさと村)」、「道の駅うすい」があります。これらの施設を中心に、さらに特産品の開発・販売を進め、生産者と消費者を繋ぎ、食料や農業に対する理解を深めることが重要であり、産直施設を活かす取り組みをさらに進めることが課題となっています。



(3)立地条件等を生かした独自の販売ルートを開発し高付加価値型農業へ

本市の農業は、目を見張るような発展をしているとは言い難いものがあります。しかしながら、本市の農業者には独自の無農薬・減農薬栽培を行っている人や、ふるさと納税等のインターネット通販、マルシェなど市外の事業者との独自ルートを開発し成功している人、産直農業で成功している人もいます。これらは、福岡県の中央に位置するという立地条件を生かして福岡・北九州都市圏の事業者との独自の流通ルートの形成やインターネット通販・マルシェなど様々なツールを生かした独自の流通ルートを開発したことで成功に繋がったものです。ただし、これらの取組実施者は農業者の一部であり、農業者全体に広がるよう周知等を行う必要があります。もちろん、この場合、無農薬・減農薬栽培の農産物や加工度の高い(安心・安全など)農産物の開発などの商品の独自性が求められることは当然です。また、高付加価値型農業に向け、スマート農業の推進や農業の担い手の拡大も課題です。



<農村>

(1)中山間地域におけるグリーンツーリズムの推進

本市は福岡・北九州都市圏からそれぞれ1時間の距離であり、九州りんご村の梨・リンゴ狩りなどの農業体験において、生産者と消費者を結び取り組みがあります。今後は、これらの優れた事例を活かし、現在実施されている場所以外にも波及を図ることが課題です。



(2)農村地域のコミュニティ活動の推進

本市の農村地域では、農地と住宅の混在による農業用水の汚濁などの問題が一部発生しています。また、農村地域の人口の減少、高齢化の進行に伴い、これまで農村地域の住民によって行われてきた農業用施設などの維持管理がますます厳しくなっていきます。今後は、農村の環境整備を進めるとともに、荒廃農地の再生、整備及び有効活用、農地や農業用施設を地域で管理する市民活動への支援(多面的機能支払交付金の活用等)を行うなど農村地域のコミュニティ活動の組織を増やしていくことなどが課題です。

第2章 計画の目標

2-1 食料・農業・農村の将来像

本市では、国や県の施策の策定に対応して、平成19年3月に「嘉麻市食料・農業・農村基本条例」を制定しました。この条例は、食料と農業と農村について以下のように述べるとともに、条例制定に至った経緯を述べています。

「農業の営みは、多彩な農産物を生産し、食料を供給するだけでなく、四季折々の美しい景観の形成や多様な生物の保全を図るなど、私たちの生活に多大な恵みをもたらしています。しかし、近年の社会経済情勢の変化は著しく、国際化や都市化による農業者の減少、また食生活の多様化を背景に『食』への安全性に高い関心が寄せられ、農業や農村を取り巻く環境は厳しいものとなっています。本市では地域の農業、農村資源を見つめなおし、食料、農業及び農村が私たちの生活に果たす役割の重要性について理解を深めながら、豊かで住みよい地域社会の実現を求めて『嘉麻市食料・農業・農村基本条例』を制定しました」

また、この条例では市と農業者、市民、事業者の責務について以下のように述べています。

市の責務

市は、基本理念に基づき、食料、農業及び農村に関する基本的かつ総合的な施策を推進すること。

農業者の責務

農業者及び農業団体は、農村における地域づくりの主体であることを認識し、自らが生産する農産物について積極的に情報を発信するとともに、安全で安心できる農産物を安定的に生産し、農業及び農村の振興に主体的に取り組むよう努めること。

市民の責務

市民は食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性について理解と関心を深め、地域で生産される農産物の積極的な消費と健康で豊かな食生活の実践に努めること。

事業者の責務

食品産業の事業者は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性について理解と関心を深め、消費者への安全で安心できる食料の円滑で安定的な供給に努めること。

以上のような基本条例の理念と第2次嘉麻市総合計画の農業に関する基本方針、さらには、これまでにみてきた本市の農業者の農業に対する意識や消費者の意識を基に市民にとって将来的に望ましい本市の食料・農業・農村の将来像について考察すると以下ようになります。

＜食料＞：地域の食材で元気な市民に

市民の『食』を取り巻く状況は、徐々に変化が生じており、児童や保護者の朝食の摂取状況の変化やメタボ対策など健康面において問題があるように思われます。このため、市民の健康への関心を、『食』を通して醸成していく必要があります。

また、本市で生産された安心・安全な農産物は、直売所を通じて安定して供給され市民の信頼を得ています。その結果、本市の農産物への消費者の思い入れは格別のものがあり、このような信頼感を損なうことなく安心・安全な食料が供給される嘉麻市であることが望まれます。

さらには、『食』を通じて健康意識が形成され、その結果、市民の健康は保たれ、『食』への関心度は一層高まり、『食』の重要性への認識度も向上します。市民は、地産地消を推進し、『食』の大事さを常に意識し、無駄な『食』を消費しない健康で**元気な市民**となります。

＜農業＞：農業者の熱意と豊かな発想で元気な農業へ

本市の農業は、農家数が減少するなど憂慮すべき状況にあります。そのため、市民の農業への理解を促進し市民の側から農業を元気づける必要があります。そのためには、行政やJA等の関係機関の支援が必要なことはいうまでもありません。

また、農業者や農業団体も農地の保全や農業用水の確保、担い手農家の育成・確保、新たな販売先の確保、新たな栽培品種の導入・環境に配慮した農法の確立などを推進し、収益性の高い**元気な農業**とする必要があります。

＜農村＞：農業者と市民が一体となって元気な農村へ

本市が持つ筑豊地域トップクラスの農地は誇るべきものがあります。豊かな田園風景は何物にも代え難いものです。人々が本市の農村風景に触れて心安らぐことは間違いありません。

このような良好な景観は言うに及ばず、農村が本来持つ水源のかん養、多様な生物の生息地などであること、さらには農村文化の継承など農村の機能・特長を一層推進し、**元気な農村**となることが求められます。

このような考え方から、本市の食料・農業・農村の将来像に関する基本理念は、第1次嘉麻市食料・農業・農村基本計画の理念を踏襲し、以下のように定めます。

嘉麻市食料・農業・農村の将来像に関する基本理念

「食で元気、農業も元気、農村が元気 豊かな嘉麻」

2-2 基本計画の目標

「食で元気、農業も元気、農村が元気 豊かな嘉麻」の基本理念のもと、嘉麻市の食料と農業と農村の将来像を実現するために以下の項目について、基本目標を設定します。

【食料に関する目標】

①地産地消

地域の安心・安全な農産物を市民により多く消費してもらえよう、優良な農家の活動を市民にお知らせするとともに、農家には市内の直売所の一層の活用を促進し、市民にとって利用しやすい直売所のあり方を研究します。また、学校給食における地産地消の推進に努めます。

	現状値 (令和3年度)	中期目標値 (令和9年度)	後期目標値 (令和14年度)
3つの農産物直売所の利用者数	60.8万人	62.0万人	63.0万人
学校給食における地産地消の推進	27.2%	28.5%	30.0%

②食育（食農）の推進

教育現場と農家や家庭、直売所が連携をとって食育（食農）の一層の推進を図ることにより元気で健康な市民生活を支援します。また、子どもたちに地域の豊かな食文化を継承するとともに農業体験などにより農業への理解を深め、地場産農産物への興味・関心が高まるように努めます。

	現状値 (令和3年度)	中期目標値 (令和9年度)	後期目標値 (令和14年度)
出前講座等受講者数	543人	700人	900人
食育（食農）に取り組む小学校数	8校	8校	8校

※食農……食育に加えて、食を支えている「農業に関する知識や体験」などを含む教育

③食料、農業及び農村に関する情報発信

本市の食、食文化、農産物の特色、田園風景の美しさ、水の豊かさ等市の素材や人材の情報を収集し、農業に関する地域の活動等について、ホームページ等SNSやふるさと納税を活用した一層の情報発信を行い、本市が持つ農業の魅力をアピールします。

	現状値 (令和3年度)	中期目標値 (令和9年度)	後期目標値 (令和14年度)
観光入込客数 (嘉麻市への年間観光客数)	29.0万人	30.0万人	31.0万人
ふるさと納税額	2億8147万円	3億円	3億2千万円

【農業に関する目標】

④若い担い手の育成確保及び農業経営の確立

新規就農者、認定新規就農者、新規就農研修機関研修生等の若い農業の担い手を育成、確保するとともに、集落営農・法人、認定農業者等の効率的で安定的な経営体の育成に努めます。

	現状値 (令和3年度)	中期目標値 (令和9年度)	後期目標値 (令和14年度)
新規就農相談件数	9人	10人	11人
認定新規就農者数 (就農時49歳以下)	14人	20人	25人
新規就農研修機関研修生数 (就農時49歳以下)	1人	3人	5人
集落営農・法人数	32件	35件	38件
認定農業者のうち若手 農業者割合(49歳以下)	29%	31%	33%

⑤地域で生産される農産物の信頼確保

本市の農産物において有機栽培等作物に携わる農家数を増大させ、農作物の安全性を高め、その信頼の確保に努めます。

	現状値 (令和3年度)	中期目標値 (令和9年度)	後期目標値 (令和14年度)
有機栽培等取組農家数	62	65	70

※農林業センサス参照

⑥農業生産・流通現場のイノベーション（技術革新）の促進

デジタル技術を活用した農業経営によって、消費者ニーズに的確に対応した価値を創造・提供する農業（FaaS(Farming as a Service)）への変革を進めるべく、スマート農業の促進に努めます。また、スマート農業機械の導入において、国や県の支援策を積極的に活用し、効率的な農業経営を推進します。

	現状値 (令和3年度)	中期目標値 (令和9年度)	後期目標値 (令和14年度)
スマート農業機械の導入 (ロボットトラクター、ドローン等)	3件	4件	5件

【農村に関する目標】

⑦生産基盤の維持、保全等による多面的機能の発揮

荒廃農地等により多面的機能の低下が懸念される中山間地域においては、集落協定を推進し、中山間地域等直接支払制度の取組みを実施することにより荒廃農地の抑制・農業生産基盤の維持等を図りながら農地の多面的機能を確保します。

	現状値 (令和3年度)	中期目標値 (令和9年度)	後期目標値 (令和14年度)
中山間地域等直接支払制度 取組集落	20	21	22
中山間地域等直接支払制度 取組面積(ha)	355.1	355.5	356.0
荒廃農地(遊休農地)の割合	1.0%	0.9%	0.8%

※中山間地域等直接支払制度については事業が継続した場合を想定。

⑧農地、農業用水その他の農業資源の確保及び環境保全

合併浄化槽等污水处理施設の普及を上昇させることにより農業用水の保全に努め、また、農用地における多面的機能支払制度取組実施率を上昇させることにより、生産基盤である農地の維持・保全に努めます。

	現状値 (令和3年度)	中期目標値 (令和9年度)	後期目標値 (令和14年度)
污水处理人口普及率	48%	56%	64%
農用地における多面的機能 支払制度取組実施率	58%	65%	70%

※多面的機能対策については事業が継続した場合を想定。

⑨グリーンツーリズムの推進

本市と農村の相互理解と本市の活性化を図るために、都市との交流を推進させます。
そのためには、本市の農産物直売所を主体とした取り組みなどを図る必要があります。

	現状値 (令和3年度)	中期目標値 (令和9年度)	後期目標値 (令和14年度)
観光入込客数 (嘉麻市への年間観光客数)	29.0 万人	30.0 万人	31.0 万人

第3章

市の基本施策

3-1 施策体系

食料・農業・農村の将来像		基本施策	市が実施する施策・支援
食料	<p>地域の食材で 元気な市民に</p> 	①地産地消	<ul style="list-style-type: none"> ◆優良農家の取り組み事例の紹介、情報発信、直売所への出荷奨励 ◆直売所での各種イベント支援 ◆学校給食における地元食材を活用した地産地消の推進 ◆安心・安全な食材普及の推進
		②食育(食農)の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆食育関係出前等講座の支援 ◆学校における農業体験等食育(食農)の推進
		③食料、農業及び農村に関する情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ◆マルシェ等の広域活動の実施
農業	<p>農業者の熱意と 豊かな発想で 元気な農業へ</p> 	④若い担い手の育成確保及び農業経営の確立	<ul style="list-style-type: none"> ◆新規就農の促進支援 ◆若い農業者や女性農業者の担い手育成・確保 ◆集落営農・法人の支援
		⑤地域で生産される農産物の信頼確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆有機栽培等の取組への支援 ◆安心・安全な食材普及の推進
		⑥農業生産・流通現場のイノベーション(技術革新)の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆農業者へのスマート農業加速化支援
農村	<p>農業者と市民が 一体となって 元気な農村へ</p> 	⑦生産基盤の維持、保全等による多面的機能の発揮	<ul style="list-style-type: none"> ◆荒廃農地の発生抑制 ◆農村環境の整備
		⑧農地、農業用水その他の農業資源の確保及び環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ◆污水处理施設の普及 ◆農業基盤の維持・保全及び災害に強い農地等の整備
		⑨グリーンツーリズムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆観光農園等農業体験の推進

3-2 基本施策とその内容

市が実施する施策についてその内容を以下に具体的に示します。

① 地産地消

◆ 優良農家の取り組み事例の紹介、情報発信、直売所への出荷奨励

本市には、有機栽培などにより優良な農産物を生産する農家が多数存在します。これらの取り組みを直売所などで取り上げ積極的に市民に紹介します。また、これらの農家には市内の直売所出荷を促し、市民に安心・安全な農産品の提供をしてもらうように努めます。

◆ 直売所での各種イベント支援

3つの直売所において開催される四季折々のイベントの支援を行い、市民の直売所への関心度を高めます。また、都市部の消費者へのアプローチを行い、イベント開催により都市部との交流を図り、「新鮮・安全・おいしい」をモットーに嘉麻市ブランドの農産物の確立に努めるとともに、直売所の売上向上に寄与します。

◆ 学校給食における地元食材を活用した地産地消の推進

本市では、地元の農家が生産する農産物を積極的に学校給食に取り入れ、小中学生の頃から『食』への関心を高め、学校給食への地元食材の地産地消の推進に努めます。

◆ 安心・安全な食材普及の推進

福岡県飯塚普及指導センターやJA等が開催するGAP(農業生産工程管理)や農薬の安全性等に関する研修等を開催し、安心・安全な食材の生産に優れた農業者を育成し、安心・安全な地元農畜産物の生産及び普及の推進に努めます。

② 食育(食農)の推進

◆ 食育関係出前等講座の支援

本市の豊かな農産物を活用した食育の推進を図るため、食生活改善推進委員会等が実施する出前等講座や地元食材を活用した料理教室等を実施し、食育推進に努めます。

◆ 学校における農業体験等食育(食農)の推進

本市では、食育(食農)としての農業体験等学校における食育(食農)への取り組みの推進に努めます。

③ 食料、農業及び農村に関する情報発信

◆ マルシェ等の広域活動の実施

本市は、福岡都市圏や北九州都市圏へ1時間圏内にあります。この立地条件の優位性を生かして、マルシェ等の広域活動の支援を積極的に行います。また、ふるさと納税の活用やインターネット通販、ホームページ、SNS等やふるさと納税を活用しながら、嘉麻市及び嘉麻市の農産物のPR活動に努めます。



※農林水産省作成「食料・農業・農村基本計画の概要(令和2年3月)」参照

④若い担い手の育成確保及び農業経営の確立

◆新規就農の促進支援

本市の就農者の高齢化は進んでいます。このままでは就農者のほとんどが高齢者ということになります。このため、新規就農者の導入は緊急の課題です。国の補助制度等を活用しながら、福岡県飯塚普及指導センターやJA等の農業者団体、農業者などと連携して新規就農希望者に対して情報提供を行い、就農相談などを実施し、新規就農研修機関等を活用しながら、新規就農者の確保に努めます。

◆若い農業者や女性農業者の担い手育成・確保

福岡県飯塚普及指導センターやJA等の農業者団体、農業者などと連携して、若い農業者の担い手に対して経営に関する研修会などを開催し、経営感覚に優れた農業者を育成するとともに、一定の要件を満たす農業者を認定新規農業者や認定農業者に認定し、これらを重点的に支援していき、地域の農業の先導的担い手となるように努めます。

◆集落営農・法人の支援

農業経営の合理化、効率化を図るため本市では、機械利用組合、集落営農、農業生産法人など集団での営農組織の設立を支援します。今後は、農業への企業の参入も検討の範囲に入れる必要があり、地域の状況に応じて適切な担い手の導入、確保に努めます。

⑤地域で生産される農産物の信頼確保

◆有機栽培等の取組への支援

本市は有機栽培等へ取り組む農業者が多く、これは消費者の志向が食の安全・安心へと強く向かっているためであり、この傾向は今後一層強まるものと思われます。このような有機栽培等への研修や機械の導入などについて積極的に支援していき、嘉麻市産農産物の信頼性の確保に努めます。

◆安心・安全な食材普及の推進

福岡県飯塚普及指導センターやJA等が開催するGAP(農業生産工程管理)や農薬の安全性等に関する研修等を開催し、安心・安全な食材の生産に優れた農業者を育成し、安心・安全な地元農畜産物の生産及び普及の推進に努めます。

⑥農業生産・流通現場のイノベーション(技術革新)の促進

◆農業者へのスマート農業加速化支援

本市の就農者の高齢化は進んでおり、就農者そのものの減少に繋がります。そのため、農業現場でのデジタル技術を活用した効率的な農業経営に向け、国や県の支援策を活用しながら、ロボットトラクターやドローン等のスマート農業機械の導入を促進します。



※農林水産省作成「食料・農業・農村基本計画の概要(令和2年3月)」参照

⑦生産基盤の維持、保全等による多面的機能の発揮

◆荒廃農地の発生抑制

農業委員会と連携し荒廃農地の把握(農地パトロール等)に努めるとともに、指導や解消に努め、農地を意欲的な地域の担い手等へ斡旋・集約し、効率的な農業生産を目指します。また、荒廃農地等により多面的機能の低下が懸念される中山間地域においては、中山間直接支払制度等を活用しながら、集落協定の推進を図り、農地の多面的機能を確保します。

◆農村環境の整備

農村の景観維持、環境美化に努めます。また、多面的機能支払制度等を活用しながら、集落協定の推進を図り、市民が積極的に農業とかかわり農業・農村の資源維持の意識が形成されるよう努めます。

⑧農地、農業用水その他の農業資源の確保及び環境保全

◆汚水処理施設の普及

農業・農村の水質を保全するために、汚水処理施設の整備に努めます。

◆農業基盤の維持・保全及び災害に強い農地等の整備

より生産効率の高い農業を目指すため、農用地における多面的機能支払制度取組実施率を上昇させ、農地、農道、利水施設等の農業生産基盤を維持・保全し農村の環境保全及び災害に強い農地づくりに努めます。

⑨グリーンツーリズムの推進

◆観光農園等農業体験の推進

本市では嘉穂地域の馬見地区(宮小路)にて「フルーツフェア(収穫祭)」や観光農園等による農業体験が行われています。今後も既取組集落の支援を行うとともに、新たな地域での農業体験活動の実施を推進・支援を行い、都市住民との交流を深めていきます。



※農林水産省作成「食料・農業・農村基本計画の概要(令和2年3月)」参照

第4章

本市の行動指針

4 本市の行動指針

ここでは、前章に掲げた市の施策に対して、農業者・農業団体、市民、事業者がとるべき行動指針を記述します。

基本施策	区分	農業者・農業団体、市民、事業者がとるべき行動指針
①地産地消	農業者 農業団体	農産物に関して市民の理解を得るために積極的に地域流通（直売所など）を図ります。
	市民	地域の農産物を通じて本市の農業を理解します。また、地域の農産物を極力利用するように努めます。食育についても関心を持ち、子どもたちにも地域の農産物の理解を深める努力をします。
	事業者	農業者と連携して地域農産物を使用した農産加工品開発に努め、嘉麻市の地域ブランドづくりに努めます。
②食育（食農）の推進	農業者 農業団体	食育（食農）に関心を持ち積極的に関与します。また、料理教室や農業体験等への協力も行います。
	市民	食育（食農）について正しい認識を持つ努力をいたします。料理や農業体験等に関心を持ち、子どもたちにも正しい地元食材への認識を形成します。
	事業者	食育（食農）に関心を持ち積極的に関与します。また、料理教室や農業体験等への協力も行います。地域の食文化の形成に努めます。
③食料、農業及び農村に関する情報発信	農業者 農業団体	有機栽培等に努めこれらの情報を各方面に発信し、本市の農業の安心・安全性を高めます。
	市民	本市の農産物について正しい認識を持ち、これを各方面に情報発信します。
	事業者	本市の素材を使用した安全・安心な農産加工品の開発に努め、流通関係者や販売先顧客へ向けた情報発信を行います。

基本施策	区分	農業者・農業団体、市民、事業者がとるべき行動指針
④若い担い手の育成確保及び農業経営の確立	農業者 農業団体	農業経営の安定に努め、経営ノウハウを次代の若い担い手や女性農業者に引き継ぐ努力をします。地域の農業の将来を常に考え、よりよい将来像を思い描き農業の持続的な発展に尽くします。
	市民	新規就農相談等を通じ、農業に対する理解を深めるとともに、農業における騒音や粉塵について理解・協力を努め、農業振興への参画に努めます。
	事業者	担い手の育成のため、地域の農業との連携に努めます。需要情報などを積極的に担い手に伝えていきます。
⑤地域で生産される農産物の信頼確保	農業者 農業団体	安心・安全な農産物の生産に努め、生産物の情報発信に努めます。
	市民	本市の農産物の安全性について常に関心を持ち、農業生産について理解を深めます。
	事業者	本市の農産物への関心を持ち、できるだけ本市の安心・安全な農産物を使用した農産加工品を開発し、これを流通、消費者へ提供する努力をいたします。
⑥農業生産・流通現場のイノベーション（技術革新）の促進	農業者 農業団体	農業現場でのデジタル技術やスマート農業について関心を持ち、効率的な農業経営に努めます。
	市民	農業現場でのデジタル技術やスマート農業への理解を深めます。
	事業者	農業現場でのデジタル技術やスマート農業機械の積極的な情報提供を図ります。

基本施策	区分	農業者・農業団体、市民、事業者がとるべき行動指針
⑦生産基盤の維持、 保全等による多面的 機能の発揮	農業者 農業団体	荒廃農地の抑制に努めます。自らの余剰農地は、他の農業者が有効活用できるべく努力します。
	市民	農村の景観が財産であるとの認識を持ち環境美化にも理解を深めます。
	事業者	農業者の生産基盤維持活動に協力をします。
⑧農地、農業用水そ の他の農業資源 の確保及び環境 保全	農業者 農業団体	農地、農道、利水施設等の農業生産基盤の維持管理及び災害に強い農地等の整備に努めます。
	市民	
	事業者	
⑨グリーンツーリズム の推進	農業者 農業団体	都市住民との交流を図ります。
	市民	都市住民におもてなしの心を持って接します。
	事業者	都市住民の視察・研究等の事業施策に協力するよう努めます。

第5章 推進体制

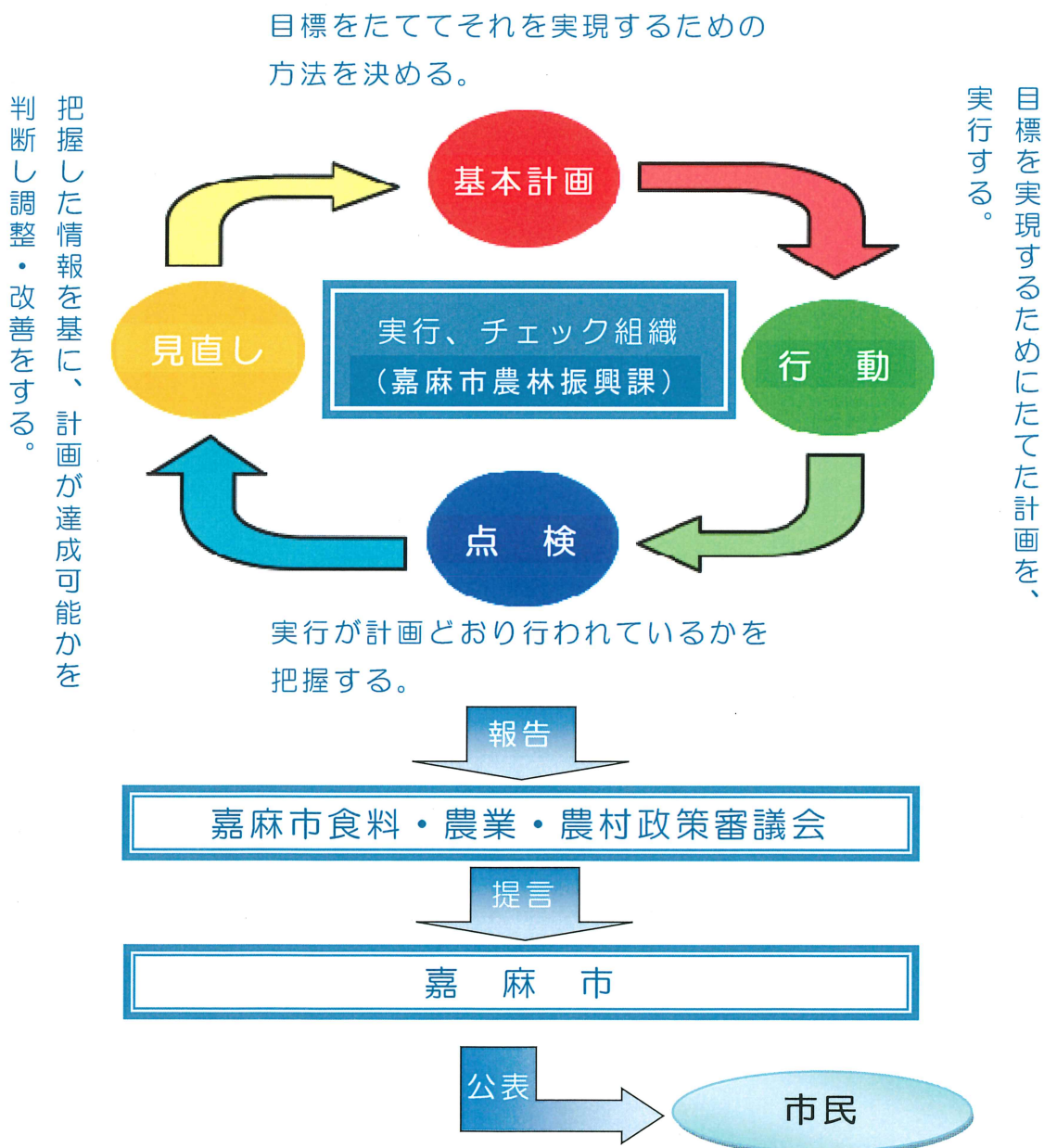
5 推進組織

本計画に基づき計画を推進しますが、そのためには、計画の実行段階から常に実効性及び効果のチェック、問題がある場合は、問題点の抽出などが必要となり、PDCAサイクルの考え方を導入します。

PDCAサイクルを実行するためには、それらをチェックする組織なり機能が必要です。

この組織により進行チェックされた計画は、「嘉麻市食料・農業・農村政策審議会」に報告し、同審議会は、必要に応じて(毎年1回程度)計画推進や見直しについて提言を行うこととします。

また、計画の見直し状況については、広報紙やホームページで市民に公表することとします。



資料

■「嘉麻市食料・農業・農村政策審議会」委員名簿

令和4年10月1日～令和6年9月30日)

氏名	選出機関	備考
縄田 洋明	嘉麻市農事区長会	
中村 由美	嘉麻市農業委員会	
赤地 奈々	福岡県飯塚農林事務所飯塚普及指導センター (女性農村アドバイザー)	
福澤 準子	嘉麻市食生活改善推進委員会	
武田 八重子	農事組合法人カッホー馬古屏(直売所)	
大里 純子	福岡嘉穂農業協同組合(女性部)	
萩尾 邦広	福岡嘉穂農業協同組合(認定農業者)	
山崎 健一	福岡嘉穂農業協同組合(集落営農組織・法人)	会長
竹中 亮一	嘉麻市環境保全型農業組織	
阿部 博美	市民公募委員	
松岡 雄二	市民公募委員	副会長

■嘉麻市食料・農業・農村基本条例(平成19年3月26日 条例第4号)
改正 平成30年6月26日 条例第31号

私たちのまち嘉麻市は、遠賀川の源流域の農村資源と緑豊かな自然環境の恩恵を受けながら、先人たちのたゆみない努力によって農業と文化を育み、今日まで発展してきた。農業の営みは、多彩な農産物を生産し、私たちの生命活動の源である食料を供給するだけでなく、四季折々の美しい景観の形成や多様な生物の保全を図るなど私たちの生活に多大な恵みをもたらしてきた。

しかしながら、近年における社会経済情勢の変化は著しく、国際化や都市化の波のなか、農業者の減少や高齢化が進むとともに、食生活の多様化を背景に以前にも増して食への安全性と安定的な供給が求められるようになり、農業や農村を取り巻く環境は、いっそう厳しいものとなっている。

環境保全が地球的規模で課題となるなか、食料と農業をめぐる情勢は大きな転換期を迎えており、遠賀川の源流域に位置する嘉麻市において、自然環境と景観を守りながら、農業及び農村の振興と発展を図っていくために、私たちがいま一度、地域の農業、農村資源を見つめ直し、食料、農業及び農村が私たちの生活に果たす役割の重要性について理解を深めながら、市民全体で持続的な発展を図っていかなければならない。

私たちは、このような認識のもと、引き続き農業を嘉麻市の基幹産業として育てながら、魅力ある農村を次世代に引き継ぐとともに、嘉麻市の農業の持続した発展に資するため、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、嘉麻市の食料、農業及び農村のあり方についての基本理念及びその実現に必要な基本的施策に関する事項を定めることにより、食料、農業及び農村に対する市民の理解を深めるとともに、安全な食料の安定的な供給及び環境の保全に配慮し、持続的に発展する農業の確立並びに豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 食料は、人の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で豊かな生活を支えるものであることに鑑み、地域で生産された農産物が域内で消費され、地域固有の食文化が伝承されることで、食の重要性についての理解を深めるとともに、安全で安心できる食料が安定的に供給されることにより、将来にわたって市民の信頼が確保されなければならない。

2 農業は、農地、農業用水その他の農業資源及び多様な担い手が確保され、これらが効率的に組み合わせられることにより、自然環境と調和した持続的な農業が展開されなければならない。

3 農村は、食料の生産のみならず、良好な景観の形成、水源のかん養、洪水の防止、多様な生物の保全、文化の伝承等農村が持つ多面的な機能(以下「多面的機能」という。)が十分に発揮できるよう整備され、かつ、保全されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、食料、農業及び農村に関する基本的かつ総合的な施策を推進するものとする。

(農業者等の責務)

第4条 農業者及び農業団体は、農村における地域づくりの主体であることを認識し、自らが生産する農産物について積極的に情報を発信するとともに、安全で安心できる農産物を安定的に生産し、かつ、農業及び農村の振興に関し主体的に取り組むよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性について理解と関心を深めるとともに、地域で生産される農産物の積極的な消費及び健康で豊かな食生活の実践に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 食品産業の事業者は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性について理解と関心を深めるとともに、消費者への安全で安心できる食料の円滑かつ安定的な供給に努めるものとする。

(主要施策)

第7条 市は、第2条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる事項を、食料、農業及び農村の主要な施策として、各施策相互の有機的な連携を図りつつ、推進するものとする。

- (1) 多様な担い手の育成確保、産地育成及び農業経営の確立に必要な施策
- (2) 地域で生産される農産物の信頼確保に必要な施策
- (3) 生産基盤の維持、保全等による多面的機能の発揮に必要な施策
- (4) 農地、農業用水その他の農業資源の確保及び環境保全に必要な施策
- (5) 地産地消に必要な施策
- (6) 食育推進に必要な施策
- (7) グリーンツーリズム(農村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動をいう。)の推進に必要な施策
- (8) 女性農業者の活動に必要な施策
- (9) 食料、農業及び農村に関する情報発信施策

(食料・農業・農村基本計画の策定)

第8条 市長は、前条に規定する主要施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、安全で安心できる食料の供給並びに農業及び農村の振興に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ第11条に規定する嘉麻市食料・農業・農村政策審議会に意見を求めるとともに、広く市民の意見が反映されるよう十分に配慮しなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市長は、食料、農業及び農村を取り巻く情勢の変化を勘案し、おおむね5年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

5 第2項及び第3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(実施状況の公表)

第9条 市長は、食料、農業及び農村の状況並びに基本計画に基づく施策の実施状況を取りまとめ、速やかに公表するものとする。

(推進体制)

第10条 市長は、安全で安心できる食料の供給並びに農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(食料・農業・農村政策審議会の設置)

第11条 基本計画の策定等のため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、嘉麻市食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

3 委員は、市長が委嘱する。

4 審議会は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

(1) 基本計画の策定、施策の実施状況及び変更に関する事項

(2) その他食料、農業及び農村に関し、市長が特に必要と認める事項

5 その他審議会の運営に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年6月26日条例第31号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

